

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 11 月 18 日(金) 号外第 1 1 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (656) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第656号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成23年11月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率
利子補給率を上乗せする資金	利子補給率を上乗せする資金
上乗せする率	上乗せする率
略	略
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え <u>8年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
0.325パーセント	0.325パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年</u> を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
0.375パーセント	0.375パーセント
略	略
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え <u>14年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
0.525パーセント	0.525パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
0.575パーセント	年0.575パーセント
略	略